



平成 25 年 5 月 24 日

各 位

ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役 C E O 山本 正卓
(コード番号：2 4 1 1)
問い合わせ先 取締役 CFO 高 秀一
TEL 03-5308-9888(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 25 年 2 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株を 200 株に分割するとともに、会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）につき発行可能株式総数を 357,000 株から 66,400,000 株に変更し、現行定款第 7 条（単元株式数）を新設して 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する定款変更を行う旨を決議いたしました。これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 21 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金）

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 7 条 (条文省略)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>② 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 43 条 (条文省略)	第 9 条～第 44 条 (現行どおり)

以上